

令和3年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和3年9月7日（火曜日）

○日時 令和3年9月7日 午後1時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画について

○出席委員（8名）

委員長	小田部 照
副委員長	山田 庫司郎
委員	栗田 政男
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸
	古田 純也
	村椿 敏章

○欠席委員（0名）

○議長 井戸 達也

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（3名）

石垣 直樹
金兵 智則
澤谷 淳子

○説明者

副市長	後藤 利博
観光商工部長	伊倉 直樹
商工労働課長	北村 幸彦
観光商工部参事	高橋 優紀

○事務局職員

事務局 長	林 幸一
次 長	石井 公晶
総務議事係	早渕 由樹

午後1時00分開会

○小田部照委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

それではまず初めに、議件1、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画について説明を求めます。

○高橋優紀観光商工部参事 資料1号を御覧ください。

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく、網走市の基本計画について御説明申し上げます。

まず、この基本計画は、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき策定したものでございます。

法律と基本計画の趣旨としましては、地域の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進すること。それと同時に、農林漁業の健全な発展に資する取組を促進すること。この2点がございます。

当市においても、脱炭素や農林漁業の活性化に積極的に取り組むとの目的から、基本計画を策定いたしました。

基本計画を策定するメリットですが、地域としましては、農林漁業の活性化を推進できること、発電に当たり、自然環境等に対して配慮すべき事項等を定められること。このようなメリットがござい

ます。また、発電事業者としては、地域貢献や地域の関係者から発電事業に対する理解を得られること。電力会社への円滑な電力供給ができること。このようなメリットがござい

ます。以上のことから、当市としましては、発電事業者、燃料供給者、農林漁業の関係者、地域の関係者、有識者などによって構成される協議会を設置しまして、協議した上で基本計画を策定いたしました。

それでは、基本計画の内容について、項目ごとに御説明申し上げます。

資料1号の1ページを御覧ください。

1、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による、農山漁村の活性化に関する方針については、豊富な森林資源を活用するため、需要に対応した木材生産の推進や、木質バイオマス発電施設への原料の供給体制を確立し、さらに、木質バイオマス発電に伴う廃熱や焼却灰等を地域の農業、林業、漁業へ活用することで、森林資源の有効活用と農林漁業の活性化に努めるこ

といたしました。

次に、2、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域、3、整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模については、表のとおりでございます。

4は、該当がございません。

5、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する、農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項についてです。

一つ目は、発電事業者が地域の未利用材等を長期的かつ安定的に買い取るにより、森林整備等の推進等を行うこと。

二つ目は、木質バイオマス発電により生じた焼却灰を肥料等として活用し、環境保全に資する農林業を推進すること。

三つ目は、将来的に廃熱を活用した農林漁業に資する取組を行うこと。この3点を盛り込みました。

6、自然環境の保全との調和、その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に対し配慮すべき重要事項、こちらについては、自然環境や景観の保全に配慮した発電を行うことといたしました。

7、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による、農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価についてですが、目標としては、木質バイオマス発電設備を短期導入し、再生可能エネルギーの発電を促進すること。

間伐未利用材等の木質バイオマス燃料を8割以上を使用すること。

将来的に発電で生じた灰や熱を農林漁業に利活用することを明記いたしました。

評価については、発電事業者が提出する設備整備計画の進捗状況を、年に1回確認することといたしました。

3ページを御覧ください。

8、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復については、今後、発電事業を中止、終了した場合に、設備整備事業者が撤去、原状回復の義務を負い、かかる経費も全額負担することといたしました。

9については該当ございません。

10、その他の項目については、基本計画をホームページ等により公表し、広く周知することや、情報

協議をすること、このような内容を内容としました。

今後は、関係者の方々に御協力をいただきながら、基本計画の内容の実施に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回の、この基本計画なのですが、私が最初に感じたのは、なぜ、この木質バイオマス発電だけのことが、この基本計画に載っているのかなというのが疑問に思ったのですが、網走の地域は、太陽光発電とか、糞尿も、畜産業がありますから、そういう部分も含めた総合的な計画が出てくるのかなと思ったんですが、一見したところ、このバイオマス発電だけなので、この辺については、どういう考えでこうなったのか伺います。

○高橋優紀観光商工部参事 まず、この基本計画の策定についてなのですが、自治体が自ら策定するケース、発電事業者が自治体に提案するケース、その他の方が自治体に働きかけて作成するケースがございます。

今回は、木質バイオマス発電事業者から提案のほうを受けまして、事業規模などのほうを勘案いたしまして、策定することといたしました。

○村椿敏章委員 そうなると、この委員の名簿の中の、発電設備事業者WIND-SMILEさんから要望があって、この計画を策定したということですね。

まず、そこはわかりました。

あとですね、この8番のところ、終了したときには、設備自体は、発電事業者が撤去するんですけど、造ったはいいが撤退して、それだけ残されたっていうそういうところもあるっていうのを聞いたことがあるので、こういう部分を残したっていうのは良いことだと思うのですが、私がちょっと気になったのは、6番ですね、自然環境の保全との調和というところで、当初、木質バイオマス発電も、2メガワットから始まって、実際これが始まると、22メガワットになって、かなり大規模なものになっていますよね。

自然環境の保全に十分に配慮するというのが、要は間伐材だけで済むかということ、済まない計画だったと思うのですよ、当初は。

海外から、椰子の实の殻を持ってきて燃やすとい

う計画だったはずなのです。

その辺については、要は、殻のほうがなくなったら、この網走地域の間伐材、そして間伐材じゃない木もね、一緒に燃やされてしまうのではないかというそういう心配をしているのですよね。

実際その辺については、どう考えるのでしょうか。

○高橋優紀観光商工部参事 まず、この木質バイオマスの原料供給についてなのですが、今議員がおっしゃいましたとおり、当初、海外からの燃料のほうも持ってきて、それを木質バイオマスに使用するというで伺っていたのですが、その計画のほうが変わりまして、網走地区ですとか、その周辺にある北海道内の未利用間伐材、そこを主として燃料供給できる体制が整ったことがわかりました。

そこで、この計画のほうに盛り込ませていただきましたので、海外材を入れるということは、現時点ではその計画はなくなると伺っております。

○村椿敏章委員 椰子の実殻は、木質バイオマスの中では、燃料としては考えないようになったということなのですね。

さらに、この22メガワット分の燃料は、網走近辺で集めることができるということであると。

それで、本当に自然環境の保全に十分に配慮するところ、守られるのかどうなのかというのが心配なのですが、この辺については、総体でこれだけの間伐材が出てくる規模がありますよと。

そのうちの30%ぐらい使えばできるなどか、そういう部分というのはわかっているのでしょうか。

○高橋優紀観光商工部参事 その点についてですが、この基本計画を策定する要件としまして、北海道内の木質バイオマスを8割以上使うということが、要件として規定されております。

そのため、8割以上の間伐材等を使えるという見込みがわかりましたので、この基本計画の策定に至っておりますので、自然環境をむやみに破壊することはないと承知しております。

○村椿敏章委員 北海道の計画としては、間伐材の8割、何割まで使えるというふうになっているのですか。

○高橋優紀観光商工部参事 北海道庁というわけではなくてですね、農林水産省と、あと経済産業省のほうで、この基本計画の策定については、要件のほ

うを定めておきまして、地域にある木質バイオマスを、8割以上使用することが要件として定められております。

それで、今回、網走市だけではなく、北海道内の木質バイオマスを使用することでいいということが確認できましたので、網走市ですとか、その近隣地域の木材供給のほうを受けまして、燃料とすることにいたしましたので、8割というところは満たしております。

○村椿敏章委員 北海道は認めているということはわかるのですが、8割以上というのは、間伐材以外のものを2割以内に収めるということ、今言っていたのですよね。

それとは違うのですか。

○高橋優紀観光商工部参事 8割以上の木質バイオマスということで、間伐材ですとか、例えば、そのほかに、建築で出た端材ですとか、そういったものも、8割の中に含まれるということで規定されております。

○村椿敏章委員 それで、最初、私が質問した部分については、特に答えてもらっていないと思うのですが、22メガワットの発電をするために、網走地域の潜在的に持っている間伐材のね、要はいくらあって、そのうちの何割使うのだというところはわかっているのでしょうか。

○高橋優紀観光商工部参事 それについては把握はしておりません。

○村椿敏章委員 そういう部分でいくと、自然環境の保全に十分に配慮するところ、なかなか見えないと思うのです。

しっかりその辺、はっきりさせていただいたらなと思います。

以上です。

○後藤利博副市長 今、村椿委員のほうから、質問がありましたけれども、この発電に関する部分の、燃料の量といいますか、これはですね、網走市に1号機が稼働していますけれども、2号機、3号機と大きなものを造っていく中においても、その量は経産省ですとか農林省に事業計画を出して、認可をもらうところで初めて決まっていく数量となります。

私どもが、その数量が妥当であるかどうかというのは、私たちが審査とかするわけではなくて、それは事業の認可を認める場所の省庁が決定をするということになります。

それで、今までお話ししている内容は、発電に使

用する燃料、これは間伐材の未利用材等を8割以上使うのです。

こういった場合のときに、この計画で、農林漁村などへの波及も含めて、この計画にのっとって、事業が認められていくというもので、事業そのものの燃料の量をどうする、こうするとかというものではないのです。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時21分再開

○小田部照委員長 再開いたします。

村椿委員の質問からお願いいたします。

○村椿敏章委員 なかなかわかりづらい部分の質問をしてしまって、答えが返ってこなかったところなのですが、私が心配しているのは、当初、この木質バイオマスを造るときに、間伐材と椰子殻を使うということで、計画を立てていたのが変わったということですね、椰子殻がなくなったということは、間伐材など8割を使って発電するというのが、条件ですよというのわかりました。

そういった場合、当初と計画が変わった部分も含めて、間伐材以外の木を伐採して、そして、この木質バイオマスで木を燃やしてしまうということにはならないのですよね。

○高橋優紀観光商工部参事 はい、議員おっしゃるとおりでございます。

新たに間伐材以外のものを伐採して、それを燃料にするということはありません。

○村椿敏章委員 わかりました。

できましたら、先ほどの、総体でどれぐらいなのかというのがわかればというのがありますが、今の段階ではわかりました。

○小田部照委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 今、村椿委員のほうからもいろいろ質問があったところなのですが、地元の方からは、椰子殻とかが輸入されると間伐材を使ってもらえないのではないかと、心配も当初お聞きしていたので、そういった面では、地元の方は喜ばれるのではないかなと思う反面、椰子殻の海外からの輸入があれば、今度、港湾のほうの、港のほうの輸入量が増えるという、ちょっとそうした期待もありましたけれども、そっちのほうはちょっと難しいということではなかったのでしょうか。

○高橋優紀観光商工部参事 当初は、椰子殻のほう

も輸入するというので伺ってはおりましたけれども、その計画自体がちょっと変更になってしまったということです。

○永本浩子委員 はい、了解いたしました。

また、この廃熱の利用については、何年か前からそういったお話があって、私たちも本当にいい形で利用されて、それが市のほうの経済の活性化とか、またそういったところに、障がい者とか、農大の卒業生とかの雇用の拡大にもつながればと、期待をしていたわけなのですが、この基本計画なので、そこまではあれかもしれませんが、この廃熱利用についても、推進されているのではないかと思います。が、ちょっとその状況等、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○高橋優紀観光商工部参事 今御質問のありました、廃熱の活用については、基本計画の中では、このような抽象的な内容に尽きてしまうのですけれども、今後、発電事業者のほうと、あとは関係する農林漁業の関係者の方々と、個別に協議をしながら、具体的な方向性ですとか、事業についてを検討していくことになっております。

○永本浩子委員 期待しておりますので、ぜひ、いい形で推進できるようにお願いしたいと思います。

私のほうから以上です。

○小田部照委員長 他にございますか。

○平賀貴幸委員 何点か伺います。

まず、このオホーツクには、紋別市に網走の規模の、約倍をちょっと超えるぐらいの、木質バイオマスの発電所があって、既に稼働しているのは御承知のとおりです。

ここの燃料調達のフローを見ていくと、約20万トン、オホーツクバイオエナジー株式会社というのをつくって、バイオマス燃料を供給しています。

残り5万トンは、椰子殻の輸入になっていて、残り5万トンは石炭を補充燃料で燃やすとされていて、80%も木質バイオマスを確保できていないのですけれども、こういう現状を踏まえての上でも、この網走市の計画は妥当なものなのでしょうか。

ちょっとよくわからないので教えてください。

○高橋優紀観光商工部参事 紋別市の状況については、あまり承知はしておりません。

ただ、網走市内の木質バイオマスの発電事業者については、北海道内の未利用間伐材ですとか、そういったものを燃料としまして、海外の燃料にも頼ることなくできるということで承知しておりますの

で、その点は、御安心していただければと思います。

○平賀貴幸委員 実際、紋別市には視察も過去に行ったりしているので、実情は我々わかるのですけれども、今の答弁で安心だというわけには、ちょっとなかなかいかないのが現実だと思っているのですよね。

それで、万が一、この計画どおりに8割が達成できない場合というのは、どういうふうになるのですか。

農山漁村再生エネルギー法に定められた計画なので、それに反すれば何らかの不都合が出てくるのだと思うのですけれども。

○高橋優紀観光商工部参事 8割以上を達成できなかった場合には、発電事業者の認定を取り消すような形にはなります。

ただ、その前に、燃料供給ができないのかどうかということ、燃料供給事業者である、例えば森林組合さんですとか、それ以外の燃料供給者のほうと、協議のほうをいたしまして、何らかの形で8割以上を確保できるように努めてまいるところです。

○平賀貴幸委員 現状はそうすると、多分大丈夫だろうという計画だということ、達成できるように頑張ってくださいという位置づけだということにして理解していいですか。

○高橋優紀観光商工部参事 この点についてですけれども、実際に、1号機、2号機、3号機、それぞれについて、どちらの燃料供給者から、燃料をどの程度もらうか、もらうと言いますか、購入するかどうかというところについては、この協定書ですとか、そういった書面ですとか、そういった書類の方で確認をしております、それで8割以上が達成できるということがわかりましたので、この基本計画のほう、基本計画と言いますか、発電事業者にも、8割以上が確約できるということがわかりましたので、基本計画に、バイオマス発電事業者を入れていったという経緯がございます。

また、年に1回、発電事業者からは、どれくらいの燃料供給を受けたか、どこの事業者、あと、どこの地域から燃料供給を受けたかということで、最終的な報告を受ける形となっておりますので、年1回必ずそちらのほうで確認することはできます。

○平賀貴幸委員 書面上も確認は現状でも大丈夫だろうということが想定できるので、この計画は前に進めたということは理解させていただきました。

資料を見ると、多分ないのだろうと思うのですけれども、この制度を運用していくと、原則、転用不許可の第1種の農地であっても、荒廃農地だったら転用できるようになるとか、そういったメリットがありますけれども、そこは、9番に記載事項が該当なしって書いてあるので、そういうことは起きないというふうに思っていて間違いはないですか。

○高橋優紀観光商工部参事 そちらのほうについては、現時点では起きることは想定しておりませんが、ただ、今後、状況を踏まえて検討していく可能性はあるかと思えます。

○平賀貴幸委員 その場合は、計画変更が必要になるという認識でよかったですか。

○高橋優紀観光商工部参事 そのとおりでございます。

○平賀貴幸委員 それから、この制度を運用するときに、特に木質バイオマスの発電所だと思いますけれども、出力制御上の優遇措置を受けることができるようになっていると思います。

この計画は、出力制御上の優遇措置を受けるために必要だから計画として出されてきたのか、それともそうではないのか、将来に備えてなのか、どういう位置づけだというふうに理解していいですか。

○高橋優紀観光商工部参事 確かに、出力制御の対象から外れるということも一つにはございます。

ただ、その一方で、網走市としましても、発電事業者としましても、廃熱を活用したよという意向がありましたので、その点、両方を踏まえた上で、この基本計画を策定するに至りました。

○平賀貴幸委員 今回のこの計画がなければ、出力制限の優遇措置がないと、事業者の事業の実施に不都合がある状態だったというふうに考えてよかったですか。

○高橋優紀観光商工部参事 不都合のほうはないかと思われそうですが、ただ、出力制御の対象から外れるということ自体が、発電事業者にとってメリットの一つにはなるかと思えますし、またはその廃熱活用という点からも、業者にとってメリットとなりますので、そのようなお答えになります。

○平賀貴幸委員 では聞き方を変えますが、この計画が存在しなくても、出力制御上の優遇措置を受けずに、この発電量は事業として実施できた、この計画がなくても、事業が実施するには問題なかったという理解でよかったですか。

○高橋優紀観光商工部参事 先ほどは失礼いたしま

した。

この基本計画がなかったとしても、事業実施に当たっては特に問題はありません。

○平賀貴幸委員 そこは理解させていただきました。

計画がなくても、問題がないものだということも含めて、理解はさせていただきましたが、農林漁業の健全な発展を図るための計画だと思うのですよね。

そうなると、協議会をつくってやっていくということになりますから、事業者さんとしては、市町村から認められた事業者だということでのメリットが多分あるのだと思います。

そこをしっかりと進めていくためにも、市の関与というのが改めて大事になるのだろうと思います。

協議会が開催されて、そこで協議されるということが、ここの計画のためにはポイントになると思っております。いわゆるその地域との協働をしっかりとやってくのだということ農林漁村の再生可能エネルギーの進展については、位置づけてやっていくことが重要だということ国が言っているわけなのです。

そのための協議会というのはとても大事なので、あとのほうに構成メンバーがあるのですけれども、開催日数とか、審議時間とかというのはどのぐらいだったのか、伺いたいと思います。

○高橋優紀観光商工部参事 この協議会自体については、1日といいますか、一、二時間程度で実施を行いまして、協議会の回数としましては、1回で行っております。

ただ、その前の段階で、個別に協議を行ってまいりましたし、あとは個別の協議以外にも、いろいろと御説明ですとか、そういったところも行っております。意見聴取は行っております。

ちょっとコロナ禍ということもあって、なかなか連続しての開催というのが難しかったのですけれども、1回で協議会としては実施できるように、準備のほうを行って開催をいたしました。

○平賀貴幸委員 事前の協議なのか、協議会の中なのかあれですけれども、最終的には御理解いただいたのだと思いますが、懸念だとかも示されたのかなと思いますけれども、示された懸念というのはどのようなものがあるか、どのような説明で御理解いただいたのだかと思っております。

○高橋優紀観光商工部参事 やはり燃料供給のとこ

ろですとか、あとは廃熱活用、実際にできるのかというところは、懸念としては上げられましたけれども、そちらについては今後協議をしていくということと、燃料供給については、いろいろな燃料供給者の方から、御理解ですとか協力のほうを得ておりますので、そこは、きちんと御説明といえますか、説明のほうをいたしまして、理解のほうは得ました。

○平賀貴幸委員 わかりました。

今回、木質バイオマスの事業者からの要請があったという形で、この基本計画をつくるために協議会を設置して協議したということは理解できましたが、先程も少しありましたけれども、今後もこの計画をうまく使ってやりながらですね、地域の御理解をいただくような枠組みは、私はとても大切だと思っております。風力発電だとか含めて、いろんな動きが網走であります。

積極的に行政としても、この仕組み、枠組みを活用していくという考え方が、望ましいのだとは思っているのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○高橋優紀観光商工部参事 この基本計画に、いろいろと再生可能エネルギー発電事業者のほうを、対象拡大できればとも思います。

そちらについては、発電事業所等との兼ね合いといえますか、そういったところもありますので、ちょっと一概に言えるところではないのですけれども、ゆくゆくは再生可能エネルギー発電の促進、あと林業漁業の活性化につながるように、基本計画のほうも、変更ですとか検討していければと考えております。

○平賀貴幸委員 行政としては大変なのかもしれませんが、意見の分かれるような場所ほど、この計画はむしろしっかり活用して、この計画にのって住民理解や、地域の様々な利害関係の調整をしていくべきだと思うのですけれども、そういう考え方でよかったですか。

○高橋優紀観光商工部参事 そのような考え方でいいと思います。

○平賀貴幸委員 今後、きっと、これが生きてくる時があるのだろうなど、今想定をしながらちょっと質問させていただきましたが、わかりました。

あと、これが8月10日につくられた基本計画なのですけれども、約1カ月たって、今日初めて議会に説明されるのですけれども、これは、どんな時間的なスキームで今日の説明になったのかちょっとよく

わからないのですけれども、もっと早くやるべきだったのか、計画をつくる前の段階で、こういった動きがあるということを知らせるべきだったのか、どうなのかなというふうになんかよくわからないので、質問しているのですけれども、どんな理解ですか。

○伊倉直樹観光商工部長 今、8月の10日に、この基本計画が策定されたのですけれども、その後速やかに委員の皆さんに御説明すべきだったところなのですけれども、ちょっとそのタイミングを逸してしまったと言いますか、それが正直なところでございまして、今回の説明になったというところでございまして。

○平賀貴幸委員 タイミングを逸した中でも、少しでも早く説明したいということだったのだというふうに、好意的にここは理解するしかないのだろうと思いますけれども、結構大事な計画だと思います。

先ほど申し上げたように、これをうまく活用して、さらにエネルギーの業者を呼び込むことがたしかできるような枠組みだったと思います。

宮城県の長屋町だとかその辺では、たしか望ましい業者を公募をかけて、再生可能エネルギーを誘致してというところまでやっていますよね。

ほかの自治体もそういうことやっているのですよ、この計画を使って。

ぜひ、そういった方向感も持っていただきたいと思うのですけれどもいかがですか。

○伊倉直樹観光商工部長 先ほど、担当参事のほうからも説明をいたしました。網走市においても、有機的な再生可能エネルギーの素材というのは、有しているというふうに考えてございますので、今後バイオマスに限らずですね、いろんな再生可能エネルギーの活用を含めて、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 未利用地の有効活用も含めてですね、有力な手段だと思います。

今まで企業誘致の枠組みで、様々な課が努力をされてきたのだと思います、それぞれの立場で。

ただ、この枠組みがあることによって、今申し上げたような、公募をして再生可能エネルギーの企業を、今までとちょっと違う形で維持するという方法を一方で手に入れたというふうに私は理解するものですから、ぜひ、積極的にここは展開をしていただいて、これだけに終わらないという形にぜひしていただきたいと思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、この件につきましては、以上でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、これを持ちまして、総務経済委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時40分閉会